

基本方針の変更案に係るご意見の概要と対応

1. 港湾分科会委員のご意見の概要と対応 1
2. 関係行政機関の意見の概要と対応 2
3. 港湾管理者の意見の概要と対応 6
4. パブリックコメントにおけるご意見の概要と対応 7

1. 港湾分科会委員のご意見の概要と対応
(前回港湾分科会及び事前説明における意見の概要)

	ご意見・ご質問の概要	対応
1	<p>V章2(5)の緑地に関する追加部分について、防災面・安全面というところを付記する必要があるのではないか。その場所自体の安全性の確保というところは大事かと思う。</p>	<p>ご意見を踏まえ、V章2(5)に「施設の老朽化による異常や損傷の早期発見、適切な維持管理を図ることで、安全で魅力的な港湾空間を形成する」と記載しました。</p>
2	<p>基本的な考え方のサイバーポート関連の記述について、プラットフォームとしてのデータのやり取りに終始しているような記載であるため、空間の3次元把握による空間配置の最適化等に対し、民の知恵を入れるためのデータシェア等の思想を加えてもらおうと、幅広い意味でのデジタルを取り入れた新しい港湾空間等をイメージできると思う。</p>	<p>現行の文章（I章3）で、港湾空間に関する情報の効率的な把握と活用できる体制構築に関する文章があるが、ご意見を踏まえ、より明確化するため、基本的な考え方に「港湾空間全体の利便性・安全性・生産性を最大限高めつつ」と明記しました。</p>
3	<p>I章1(2)③に追加されている多様な主体の参画等による藻場・干潟等のブルーカーボン生態系の保全や緑地の活用等による「吸収源対策」の促進とは、保全の取り組みのほか、再生、創出も含まれるとの解釈でよいか。</p>	<p>ご意見のとおり、保全のほか、再生、創出も含んでいますので、「保全・再生・創出」に修文し、明示しました。</p>

2. 関係行政機関の意見の概要と対応

(事前協議における意見の概要)

	意見の概要	対応
1	<p>Ⅱ章1(2)①の部分について、港湾局が観光財源で色々クルーズのソフト施策を行っていることについては特段議論はないが、本基本方針に載せるべき内容ではないものに見える。港湾の利用という観点でも関係ないと思われる。特に「船内等での寄港地観光の消費喚起スキーム構築」は明らかに違うのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、Ⅱ章1(2)①「船内等での寄港地観光の消費喚起スキーム」を「旅客ターミナル等での寄港地観光の消費喚起スキーム」に修正し、港湾利用ということを明示しました。</p>
2	<p>基本的な考え方における、港湾及び臨海部に集積する温室効果ガスの排出量が多い産業等が水素・アンモニア等の非化石エネルギーに転換していくために必要な環境整備を行い、」の文言に関して、水素やアンモニアは非化石エネルギーの代表例とは必ずしも言えず、「非化石エネルギー」という文言は後段との平仄が取れていないため、「港湾及び臨海部に集積する温室効果ガスの排出量が多い産業等が脱炭素化に向けて水素・アンモニア等のエネルギーに転換していくために必要な環境整備を行い、」と修正いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、基本的な考え方の文言を「港湾及び臨海部に集積する温室効果ガスの排出量が多い産業等が脱炭素化に向けて水素・アンモニア等のエネルギーに転換していくために必要な環境整備を行い、」に修正し、定義の適正化及び後段の表現との平仄を取ることとしました。</p>
3	<p>Ⅰ章1(1)②の部分について、「水素アンモニア、バイオマス等の環境への負荷が少ないエネルギーの導入が進むこと」の文言に関して、水素とアンモニアは「・」又は「、」でつなぐべきである。また、同パラグラフに「地球環境の保全意識の高まり」が背景として言及されていることから、後段は単にエネルギーとすべきであるため、「水素・アンモニア、バイオマス等のエネルギーの導入が進むこと」と修正いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、Ⅰ章1(1)②「水素アンモニア、バイオマス等の環境への負荷が少ないエネルギーの導入が進むこと」を「水素・アンモニア、バイオマス等のエネルギーの導入が進むこと」に修正し、定義の適正化及び同パラグラフの表現との平仄を取ることとしました。</p>
4	<p>Ⅰ章1(1)②の部分について、「水素・アンモニア等の環境への負荷が少ないエネルギーの受入環境の整備」の文言に関して、前段のパラグラフに「地球環境の保全意識の高まり」が背景として言及されており、かつ、次章の同類の文言では、環境への負荷を問うていないため平仄が取れていないことから、「水素・アンモニア等の受入環境の整備」と修正いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、Ⅰ章1(1)②「水素・アンモニア等の環境への負荷が少ないエネルギーの受入環境の整備」を「水素・アンモニア等の受入環境の整備」に修正し、前後の表現との平仄を取ることとしました。</p>

2. 関係行政機関の意見の概要と対応

(事前協議における意見の概要)

	意見の概要	対応
5	<p>Ⅱ章1(2)③の部分について、「海洋再生可能エネルギーの利用及び脱低炭素化に資する港湾空間の利活用を推進するため、以下の施策に取り組む。」の文章に関して、当該項目のタイトルと平仄が取れていないことから、「海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用を推進するため、以下の施策に取り組む。」と修正いただきたい。</p>	<p>Ⅱ章1(2)③の内容については、ご意見とおり、当該項目のタイトルと平仄が取れていないため、「海洋再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用を推進するため、以下の施策に取り組む。」に修正し、前後の表現との平仄を取ることにしました。</p>
6	<p>Ⅱ章1(2)③の部分について、「浚渫土砂等の建設副産物等や鉄鋼スラグ等の産業副産物を有効活用したCO2吸収源としてのブルーカーボン生態系に関する取組の推進及び緑地の活用」とあるところを、「CO2吸収源としての浚渫土砂等の建設副産物等や鉄鋼スラグ等の産業副産物を有効活用したブルーカーボン生態系に関する取組の推進及び緑地の活用」と修正してはどうか。「緑地の活用」に「CO2吸収源としての」がかかっているように読みづらいため。</p>	<p>Ⅱ章1(2)③の内容については、ご指摘のとおりであるため、現行の書きぶりに近い形に修正します。</p>
7	<p>Ⅳ章2の部分について、「再生可能エネルギーの利用及び脱低炭素化に資する港湾空間の利活用の推進」とあるのを、全体の修正と平仄が取れていないことから、「再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進」と修正いただきたい。</p>	<p>Ⅳ章2の内容については、ご意見とおり、全体の表現と平仄が取れていないため、「再生可能エネルギーの利用及び脱炭素化に資する港湾空間の利活用の推進」に修正し、前後の表現との平仄を取ることにしました。</p>
8	<p>Ⅳ章3③の部分について、「ブルーカーボン生態系を活用したCO2吸収源対策等に関する評価手法等の先導的な技術開発を進める。」と「評価手法等の」変更案で追記されているが、その場合「CO2吸収源対策等」も「CO2吸収効果等」にしてはどうか？</p>	<p>Ⅳ章3③の内容については、これまでの基本方針における吸収源対策とした背景・経緯があるため、原案のままとさせていただきます。</p>

2. 関係行政機関の意見の概要と対応

(事前協議における意見の概要)

	意見の概要	対応
9	V章2(4)の部分について、「(4)脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進」の港湾脱炭素化推進計画の内容に、 <u>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく地方公共団体実行計画との整合について追記いただきたい。</u> 地方公共団体実行計画は、区域全体の各部門及び横断的な施策を定めるものであり、区域内での港湾分野における取組も概念上これに含まれることため。	V章2(4)の港湾脱炭素化推進計画の内容は、国土、地域、環境等に関する諸計画との整合を図ることが必要であり、ここで地方公共団体実行計画のみ明記するのは適切ではないと考えます。また、「等」で読めることから、原案のままとさせていただきます。
10	V章2(4)の部分について、「(4)脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進」のうち、「港湾管理者は、港湾脱炭素化推進協議会を活用しつつ、港湾脱炭素化推進計画を作成する。当該計画により、既存ストックを有効活用しながら効率的・効果的に埠頭再編等を図り、港湾及び臨海部における脱炭素化の取組を促進する。」の内容について、港湾法での記載を踏まえ、港湾脱炭素化推進計画の作成及び港湾脱炭素化推進協議会の組織は任意(できる規定)であることが明確になるよう修正されたい。当該記載は地方側に対し計画の策定等が義務であるという誤った認識を与える可能性が高く、適切ではないと考えるため。	他の章での港湾管理者による特定利用推進計画の作成や国際旅客船拠点形成計画の作成も任意(できる規定)であり「港湾管理者は、…計画を作成する」という記載としています。そのため、前後の表現との平仄を取るため、原案のままとさせていただきます。
11	V章2(4)の部分について、「(4)脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進」の内容について、港湾法での記載を踏まえ、脱炭素化推進地区を定めることは任意(できる規定)であることが明確になるよう修正されたい。当該記載は地方側に対し地区の設定が義務であるという誤った認識を与える可能性が高く、適切ではないと考えます。	V章2(4)では、「また、港湾管理者は、必要に応じ、当該計画の目標を達成するため、脱炭素化推進地区を定め、」と記載しております。”必要に応じ”と記載することで任意であると読み取れることから、原案のままとさせていただきます。
12	V章2(4)の部分について、「(4)脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進」の内容について、「なお、港湾脱炭素化推進計画は、短、中、長期と段階的に取り組む計画とし、(後略)」について、法律において義務とされていない事項については、技術的助言であることを明確にされたい。当該記載は、地方側に対し義務であるかのような誤った認識を与える可能性があることから、適切ではないと考えます。	V章2(4)の御指摘いただいた部分は、港湾管理者に対して義務を課すものではありません。また、基本方針は、港湾法第3条の2に基づくものであり、技術的助言ではないため、原案のままとさせていただきます。

2. 関係行政機関の意見の概要と対応

(事前協議における意見の概要)

	意見の概要	対応
13	V章2(5)の部分について、「(5)民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備」の内容について、「港湾管理者は、民間事業者による公共還元型の緑地等の整備のための長期的かつ安定的な利用の確保に取り組む。(中略)当該施設から得られる収益を還元して当該緑地等の再整備を行う民間事業者に対して、港湾管理者が緑地等の貸付けを行う。」及び「港湾管理者は、市民・NPO・民間事業者等の多様な主体と連携・協働することにより、(中略)安全で魅力的な港湾空間を形成する。」について、法律において義務とされていない事項については、技術的助言であることを明確にされたい。法律において義務とされていない事項について、当該記載は、地方側に対し義務であるかのような誤った認識を与える可能性があることから、適切ではないと考えます。	V章2(5)の御指摘いただいた部分は、港湾管理者に対して義務を課すものではありません。また、基本方針は、港湾法第3条の2に基づくものであり、技術的助言ではないため、原案のままとさせていただきます。
14	I章1(1)②の部分について、「また、我が国のエネルギー事情や地球環境の保全意識の高まり等を背景に、(中略)こうしたエネルギーに対応するため、既存ストックを有効活用しながら <u>土地利用の転換</u> を図ることや、受入拠点の戦略的な配置・整備が求められている。」の内容について、環境負荷の少ないエネルギーを導入することは、「土地利用の転換」ではありません。目的は産業構造の転換を促すことですので、「土地利用の転換」とせず、「産業構造の転換」などとしてはいかがでしょうか。	I章1(1)②の内容は、エネルギーの転換に伴って、例えば、化石燃料を貯蔵していた土地において水素・アンモニアを貯蔵することや、その近傍に水素・アンモニアを利用する産業を集積させること等を念頭に置いて、「土地利用の転換」としているため、原案のままとさせていただきます。
15	V章2(5)の部分について、「特に、港湾の緑地等は、(中略)、水際線を活かした質の高い賑わい空間を創出する必要がある。これにあたり、(中略)国及び港湾管理者は、 <u>(追記)都市計画等の諸計画と整合を図ったうえで</u> 、民間事業者による公共還元型の緑地等の整備のための長期的かつ安定的な利用の確保に取り組む。」の内容について、港湾緑地等における収益施設の整備に当たっては、臨港地区を含む都市計画等との整合がとれていることが前提と考えます。そのため、賑わい創出を目指さない港湾の緑地等もあることから、「賑わい」を削除し、都市計画等の諸計画と整合する必要性を追記する案はいかがでしょうか。	V章2(5)の御指摘いただいた部分は、関係法令遵守の旨、港湾管理者へ通知しているところであり、制度の運用にあたって、都市計画等との整合がなされることは自明であるます。加えて、賑わい創出を目指さない港湾の緑地等については、本制度を活用することが想定されないため、原案のままとさせていただきます。

3. 港湾管理者の意見の概要と対応

(事前意見照会における意見の概要)

	意見の概要	対応
1	I章1(2)①の部分について、新型コロナが第5類に移行することが決定され、地域の医療機関を含むクルーズ受入協議会は廃止となる見込みであるが、今後もクルーズ受入に際し、地域の医療機関の協力が必要となるか。また、第5類に移行したコロナ対応か、将来的に新たな感染症が発生した場合の対応かを明確にしていきたい。	I章1(2)①の御指摘いただいた部分は、基本方針に関する質問ではないと考えます。全国クルーズ活性化会議の会員向け説明会等でやりとりしている内容ですので、原案のままとさせていただきます。
2	V章2(4)の部分について、「(4)脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進」の内容について、「複数の港湾にまたがる企業間及び港湾管理者間の連携等の促進に配慮する必要がある」については、国による連携の場の提供や誘導など支援をお願いしたい。	V章2(4)の内容について、国は、港湾管理者が必要と認めるときは港湾脱炭素化推進協議会に参加するとともに、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言を行います。また、港湾脱炭素化推進計画について、港湾管理者に対し、広域的な視点からの他の港湾や民間事業者との連携に関する助言等を行います。
3	II章1(2)①の部分について、「瀬戸内海・南西諸島などの新たなクルーズ周遊ルート開拓」の内容について、本文は「明日の日本を支える観光ビジョン(H28.3.30)」をもとに記載されていると思いますが、開拓するルートを「瀬戸内海・南西諸島」にクルーズアップせず、全国幅広くに記載した方がよいと思います。	II章1(2)①の御指摘いただいた部分は、全国の地方部において新たなクルーズ周遊ルートを開拓すること指しており、瀬戸内海や南西諸島は、代表的な例として記載しているものです。そのため、原案のままとさせていただきます。
4	II章2⑦の部分について、「作業船の安定的な係留に必要な場所の確保」の内容について、「工事期間中、」との条件の追記をお願いしたい。工事終了後、すみやかに水域占用物件の撤去(水域占用許可の廃止)が必要であり、「時限的のもの」であることを明確し、むやみに、特定の者による水域利用の権利意識を誘発させないため追記頂きたい。	II章2⑦の御指摘いただいた部分は、港湾整備に必要不可欠な作業船や、作業船乗組員の働き方改革への対応のためには、工事期間中は当然のことながら、安定的な係留場所の確保は重要ですので「時限的のもの」とは考えていないことから、原案のままとさせていただきます。

4. パブリックコメントにおけるご意見の概要と対応

- 1. 募集期間 令和5年2月1日（水）～2月7日（火）
- 2. 周知方法 電子政府の総合窓口（e-GOV）ホームページ
- 3. 意見提出方法 電子メール及び郵送
- 4. 意見数 0件
- 5. 意見提出者 0名
- 6. 今後の対応 告示にあわせて電子政府の総合窓口（e-GOV）ホームページで公表

	意見の概要	対応
1	意見提出無し	